

内閣参質一七七第二〇四号

平成二十三年六月二十八日

内閣総理大臣 菅 直 人

参議院議長 西岡武夫殿

参議院議員上野通子君提出病院向け自家発電設備の整備に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員上野通子君提出病院向け自家発電設備の整備に関する質問に対する答弁書

一について

厚生労働省としては、平成二十三年度第一次補正予算において、東日本大震災の影響により電力不足が見込まれる地域に所在する救命救急センター及び総合周産期母子医療センター（以下「救命救急センター等」という。）を対象に、これらの診療機能を維持するのに十分な電力を確保することを目的として、自家発電設備の整備に対する補助を行うこととし、そのための経費として約十三億円を計上したところである。当該補助の対象を救命救急センター等としたのは、救命救急センター等については、停電により医療機器等が使用不能となった場合、重篤な救急患者やハイリスクの妊産婦、新生児等に必要な緊急かつ高度な医療の確保が困難となるなど、他の医療機関と比べ、直ちに患者の生命に危険が及ぶ可能性が高いと考えられるからである。

お尋ねの施設数については、当該補助に係る申請期限が本年九月三十日であることから、現時点で答えすることは困難である。

二について

お尋ねの「地域の中核病院」の意味するところが必ずしも明らかではないが、救命救急センター等以外の医療機関における自家発電設備の整備に対する補助については、停電時における診療機能の維持の必要性が救命救急センター等と同程度であるかといった点も考慮しつつ、今後検討してまいりたい。